

「児童ポルノ排除総合対策」取組状況（概要）

平成23年7月26日

児童ポルノ排除対策WT

I 主な取組状況

■ 1 児童ポルノの排除に向けた国民運動の推進

- 平成22年11月、児童ポルノ排除対策推進協議会及び同公開シンポジウムを開催した。
【内閣府、警察庁等】
- 各種月間やキャンペーン等において広報活動を推進した。【内閣府、警察庁、厚労省等】
- 日本PTA全国協議会等に協力を依頼した。【文科省】
- 関係府省庁のホームページに児童ポルノの現状や「児童の性的搾取を防止・根絶するためのリオデジャネイロ宣言及び行動への呼びかけ」等を掲載した。
【内閣府、警察庁、外務省】

■ 2 被害防止対策の推進

- 青少年のインターネット利用環境の整備に係る国内外の調査を実施した。【内閣府】
- インターネットの安全な利用やマナーについての啓発及びフィルタリング普及促進のための広報活動を推進した。【警察庁、内閣府、総務省、文科省、経産省】
- 平成23年3月、携帯電話事業者等に保護者等へのフィルタリングサービスの説明強化を要請するとともに、同事業者によるフィルタリングサービスの普及促進を支援した。（平成23年3月末時点の携帯電話フィルタリングサービス利用数:777万件）
【総務省、経産省、警察庁】
- 安心ネットづくり促進協議会等の民間団体に対して、必要な情報提供を行うなど自主的な取組を支援した。【内閣官房、総務省、経産省等】

■ 3 インターネット上の児童ポルノ画像等の流通・閲覧防止対策の推進

- 平成23年3月、児童ポルノアドレスリスト作成管理団体として一般社団法人インターネットコンテンツセーフティ協会が設立され、同協会は、同年4月、ISP9社、検索エンジンサービス事業者4社、フィルタリングサービス事業者3社に対する児童ポルノ掲載アドレスリストの提供を開始した。これを受け、同月、一部ISP等がブロッキング等を自主的に導入した。【警察庁、総務省、経産省】
- 安心ネットづくり促進協議会や児童ポルノ流通防止対策委員会、一般社団法人インターネットコンテンツセーフティ協会等の民間団体に対して、必要な情報提供を行うなど、自主的な取組を支援した。【警察庁、総務省、経産省】

⇒ インターネット
7割以上は
サーバー

■ 4 被害児童の早期発見及び支援活動の推進

- 被害児童の早期発見と保護活動を推進した。【警察庁、文科省、厚労省】
- 平成23年度、全公立中学校1万校及び公立小学校1万2千校にスクールカウンセラー等を配置することとした。【文科省】

■ 5 児童ポルノ事犯の取締りの強化

- 悪質な児童ポルノ事犯に対する一斉取締りを実施した。【警察庁】
- 全国協働捜査方式を試行実施し、捜査の効率化を図った。(平成23年7月から本格実施)
【警察庁】
- 児童買春・児童ポルノ禁止法等の積極的な適用を通じて、厳正な科刑の実現に努めた。
【法務省】
- 検察官及び捜査員に対して、講習等を通じ、専門的な知識及び技能習得を図った。
【法務省、警察庁】

■ 6 諸外国における児童ポルノ対策の調査等

- G8 ローマ・リヨン・グループにおいて、各国の取組状況「性的搾取による被害児童の支援好事例集」を成果文書として取りまとめた。【警察庁】
- 諸外国の児童ポルノ関連法規制やブロッキングの現状に関する調査を行った。
【外務省、警察庁】
- 安心ネットづくり促進協議会等の民間団体に対して、必要な情報提供を行うなど自主的な取組みを支援した。【総務省】

II 当面の検討課題

☆ 1 児童ポルノを許さない気運づくり対策

☆ 2 児童ポルノ被害に陥らない環境整備対策

☆ 3 ブロッキング等の流通・閲覧防止対策

☆ 4 ファイル共有ソフト利用、低年齢児童対象等の悪質な児童ポルノ事犯対策

☆ 5 きめ細かな心のケア等の被害児童支援対策